

瀬戸市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 12 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 2 号

瀬戸市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市事務分掌条例施行規則（平成 18 年瀬戸市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務分掌についての暫定措置) 第 3 条 条例第 3 条から第 7 条までに規定する各部の分掌事務及び前条に規定するプロジェクトチームの分掌事務について、市長が特に必要があると認めるときは、その事務の一部若しくは全部を暫定措置として市長直轄の事務とすることができる。	(事務分掌についての暫定措置) 第 3 条 条例第 2 条から第 6 条までに規定する各部の分掌事務及び前条に規定するプロジェクトチームの分掌事務について、市長が特に必要があると認めるときは、その事務の一部若しくは全部を暫定措置として市長直轄の事務とすることができる。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。